

諮問番号：令和２年度諮問第３１号
答申番号：令和２年度答申第３９号

答 申 書

第１ 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和元年９月３日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人

審査請求に係る処分は次のとおり違法不当である。

- (１) 「特別児童扶養手当 障がい非該当通知書」の非該当理由に書かれている内容と、実際に生活している中での状態は異なる。審査請求人の子（以下「本件児童」という。）は自立もできていなくて、本件児童の母親（以下「母親」という。）がいないとパニック状態になり家庭内では手助けが必要である。障がいは軽度とは思えない。
- (２) 母親が〇〇〇〇〇〇〇〇にて治療し、入院することが必要であっても、入院すれば面倒を見てもらうことができず、パニックを起こして入院することもできなかった。
- (３) 家族でのサポートをしても、母親との行動が本件児童が一番安心するので、自立はできていない。

２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第３ 審理員意見書の要旨

１ 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２ 審理員意見書の理由

- (１) 審査請求人が、令和元年７月１７日に特別児童扶養手当認定請求の際に

第2条 この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2-4 (略)

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第5条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（中略）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。

2 (略)

第39条の2 この法律（中略）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）

第1条 (略)

2 (略)

3 法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三に定めるとおりとする。

別表第三（第1条関係）

1級	一一八 九 十 十一	(略) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの (略)
2級	一一十四 十五 十六 十七	(略) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの (略)

備考 (略)

- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)

第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(中略)第5条の規定による特別児童扶養手当(中略)の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事(地方自治法(中略)第252条の19第1項の指定都市(中略)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。(中略))に提出することによつて行わなければならない。

一 (略)

二 支給対象障害児が法第2条第1項に規定する状態にあることに関する医師又は歯科医師の診断書(後略)

三一七 (略)

- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について(昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「本件通知」という。)(抜粋)

別紙 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領

1 この要領は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(中略)別表第三に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

2 障害の認定については、次によること。

(3) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあつては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

イ 2級

令別表第三に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

- (4) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第2号)(中略)によつて行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定

を行うこと。

- (6) 各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。(後略)

3 障害の状態を審査する医師について

- (1) 都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。

別添1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準

第7節／精神の障害

精神の障害による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

精神の障害については、次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	(略)
2級	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定する。

精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様である。

したがって、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮する。

2 認定要領

精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。(後略)

D 知的障害

- (1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	(略)
2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、か

基準である、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度であるとは言えない。

また、審査請求人の主張は主観的な意見にすぎないから、これに基づいて障害等級に該当するか否かの判断を行うことはできない。

したがって、本件児童は法第2条第5項に規定する障害等級に該当する程度にあるとは言えない。

- (4) 以上のとおり、本件児童の障害の程度に関して、本件診断書の医学的見地に基づいて法令等で定める基準を満たしていないとした本件処分は違法又は不当なものではない。

よって、本件審査請求は、棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇